

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業理念（ビジョン・ミッション）に基づき、コンプライアンスを最優先に考え、株主の皆様やお客様をはじめ全てのステークホルダーの皆様のご期待に応え、当社の持続的成長および企業価値の向上を目指すべく、コーポレート・ガバナンスの継続的強化・改善を経営上の優先課題として取り組んでいます。

また、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な枠組みおよび考え方を「コーポレートガバナンス・ガイドライン」として取り纏め、当社ホームページにおいて公開しています。

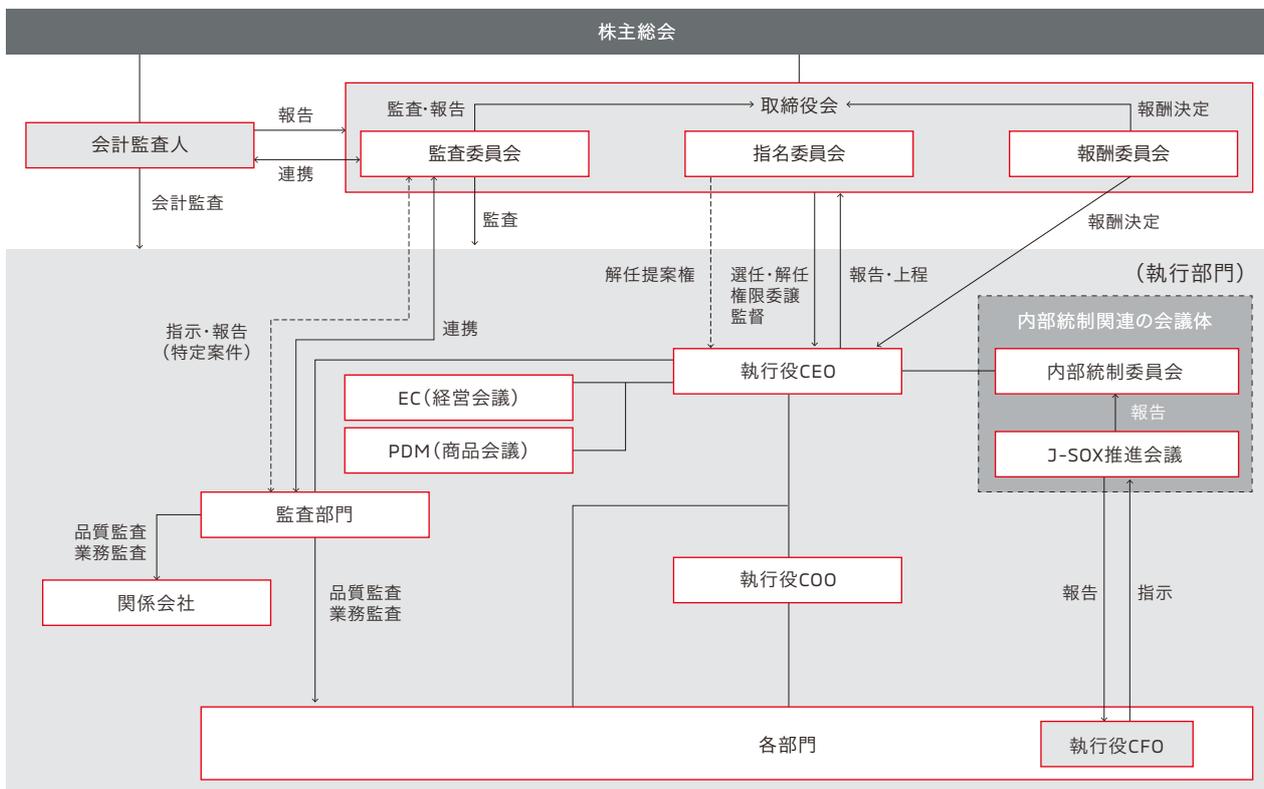
企業統治の体制の概要

当社は、2019年6月21日付で、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化の一環として、監督と執行の分離を明確にし、経営の健全性・透明性確保に向けて一層の監督強化および危機管理の徹底を図りつつ、環境変化に素早く対応

する迅速な業務執行を実現していくために、指名委員会等設置会社に移行しました。

取締役会は、経営上の重要事項の決定と執行役の業務執行の監督を行っており、2020年6月25日時点において、取締役15名で構成され、うち12名は豊富な経験や高い見識等を有する社外取締役であり、さらに社外取締役のうち6名を独立役員として東京証券取引所に届け出ています。取締役会には、社外取締役が過半数を占める法定の以下の3つの委員会を設置し、取締役会による取締役および執行役の監督と合わせてコーポレート・ガバナンスが機能する体制を整備しています。指名委員会は、取締役の選解任議案の決定に加え、取締役、執行役および執行役員の選任・解任の基準、執行役CEOの選定・解職案、当社の執行役CEOの後継者計画等に関する審議を行います。報酬委員会は、取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針、並びに個人別の報酬等の内容等について審議・決定を行います。

コーポレート・ガバナンス体制（2020年6月25日時点）



監査委員会は、取締役および執行役の職務の執行の監査および監査報告の作成等を行うほか、取締役会により業務執行者による調査を実施することが相当でないと判断された事項に関する社内調査の実施等を行います。

また、執行役は、取締役会の決議により業務全般の委任を受けた執行役CEOを執行部門の長として、業務の執行の決定および業務の執行を行い、経営上の重要事項を審議する経営会議メンバーを務めます。2020年6月25日時点において、執行役は13名(執行役CEOを含む)です。

執行役員は、取締役会または執行役CEOの委任に基づき、当社の一定範囲の機能または事業を統括し業務を執行します。2020年6月25日時点において、執行役員は11名です。

業務執行における意思決定プロセスおよび各種会議体の概要については、取締役会からの業務執行決定権限の主たる委譲先を執行役CEOとした上で、執行部門の長である執行役CEOの他に、当社事業のオペレーション全般に関する責任者として執行役COOを置く経営体制としています。また、職務権限分配規程(DOA(Delegation of Authority)規則)に基づき各執行役又は執行役員らに対し、執行役CEOの決定権限の再委譲を行っています。これらにより、業務執行の迅速化と、意思決定プロセスの透明性の向上を図っています。

内部統制システム

内部統制システムの整備

三菱自動車グループの社員が、未来を向き、同じ考えを共有し、一丸となって行動していけるように、ビジョン・ミッションを制定しています。そして、ビジョンを実現するためのミッションに向けて社員一人ひとりが実践しなければならない心構えと行動としてのMMC WAY、さらに、これらの基礎となり、全ての役員・社員が守るべき規範としてグローバル行動規範を制定しています。

また、業務の適正を確保するための体制を整備するため取締役会において「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議しています。

リスク管理

リスク管理体制の整備

三菱自動車は「優先リスク管理」、「部門リスク管理」、「関係会社リスク管理」の3つのリスク管理活動を通じてグループ全体のリスク管理体制を整備し、改善を進めています。

優先リスク管理では、当社グループ全体が直面する潜在的影響度が大きくかつ緊急性の高いリスクを選定の上、リスクごとに「リスクオーナー」を設置し、可能な限り早期のリスク低減に取り組んでいます。

部門リスク管理では、本部もしくは製作所ごとに任命された「リスク管理責任者」のもとで、各々に固有のリスクの洗い出し、評価、対策立案・実施、モニタリングのPDCAサイクルを回し、リスクの低減を図っています。

関係会社リスク管理では、当社の関係会社における各種リスクに対する取り組みや、BCPの改善などの活動状況を当社が定期的に確認し、必要に応じて改善を提案、指導しています。

なお、これらのリスク管理の取り組みは、内部統制の主要活動として取締役会に定期的に報告し、有効性の確認を行っています。

また、不測の事態が発生した場合に、速やかな経営幹部への情報伝達と迅速かつ的確な対応ができるよう緊急情報連絡システムを運用しています。特に、重大事案発生時の危機管理体制構築のため、緊急対応組織の立ち上げや指示命令系統の明確化などを盛り込んだ緊急事態対応マニュアルを制定し、適切な対応が取れるよう体制を整備しています。地震などの大規模自然災害や感染症の大流行などが発生した場合は、「お客様、社員とその家族の安全確保と地域社会との共助」を基本方針として、災害対策やBCPに取り組んでいます。また、平時から緊急時を想定した各製作所間やグループ会社間の通信連絡訓練を実施しています。帰宅困難者対策については、本社では3日間の社内待機を想定し、家族との連絡手段の確保や災害用品の備蓄など、近隣自治体と連携しながら取り組みを進めています。大地震の発生や感染症の大流行を想定した行動計画書を作成し、各地区と連携した訓練によりBCPの改善を図っています。また、昨今の新型コロナウイルスの流行を受け、当社は2020年度より「BCM委員会」を新設し、平時におけるBCM活動の推進を図っていきます。

コンプライアンス

基本的な考え方・方針

企業活動においては、環境・労働・消費者保護など様々な法律や公的制度と密接に関連し、これを遵守することが求められています。

三菱自動車がこれらの法規制や制度に適切に対応できない場合、事業の継続に支障が生じるとともに、社会や地球環境に対しても大きな負荷をかけてしまうと認識しています。

当社は、企業としての社会的責任を果たすため、法令・国際ルール・社内規定の遵守はもちろんのこと、変化する社会規範についても最大限に尊重して行動するべく、すべての役員・社員が守るべき規範として「グローバル行動規範」を制定し、国内外の主要関係会社を含めたコンプライアンス体制の充実と従業員教育に力を入れています。

マネジメント体制

内部統制におけるグローバルな視点で、情報セキュリティ事象を含むコンプライアンス違反未然防止の仕組みとして、グローバルリスクコントロール担当役員の指揮のもと、各部

門において、コンプライアンス・オフィサーを任命し、各部長をコードリーダーとする体制をとっています。また、国内外の主要関係会社においてもコンプライアンス・オフィサーを任命し運用する仕組みとしています。さらに、2018年度からコンプライアンス違反未然防止の一環としてグローバル内部通報窓口を新たに設置し、運用を開始しました。

また、コンプライアンス上、重大な懸念事項が発生した場合、コードリーダー、コンプライアンス・オフィサーを通じて、最終的に取締役会まで報告がなされる仕組みとしています。コンプライアンス・オフィサーは、問題の対応・是正措置および再発防止策について適宜、担当部署に指示します。

加えて、財務報告に係る内部統制対応として、コンプライアンス体制や決算取りまとめ手続きなどを確認しています。評価対象会社のそれぞれの統制で不備が発生した場合、不備の内容改善策についての報告を求めており、2019年度は、三菱自動車グループ22社（当社、国内関係会社9社、海外関係会社12社）の状況を確認しました。

■社内および社外相談窓口（ヘルプライン）の設置

不正の防止・早期発見ならびに自浄作用の発揮のために、当社従業員ならびに国内関係会社従業員が通報・相談することができる社内相談窓口（社員相談室）を設置しています。また社外には外部弁護士が対応する相談窓口および国内外の従業員が利用できる「三菱自動車グローバル内部通報窓口」を設置しています。2019年度は、これらの窓口にて198件の通報・相談がありました。

■教育・研修

コンプライアンスに関する教育・研修については、年度ごとに施策を立案し、階層別を実施しています。また、社内各部門では、コンプライアンス・オフィサーを中心に部門独自の施策を立案・実行しています。

■腐敗防止

当社では、「グローバル行動規範」を定めており、その中で、「法令、規則を遵守します」「公務員および取引先と公平かつ公正な関係を維持していきます」と明記しています。そのうえで、腐敗行為の防止のための仕組みを構築、運用しています。

■情報セキュリティ

情報セキュリティに関連する社内規程の整備・見直し、情報資産の管理やコンピュータウイルス感染、サイバー攻撃に対する対策強化、社員に対するeラーニングなどを通じた教育の実施、情報セキュリティ委員会による情報セキュリティ活動のモニタリングなどの情報セキュリティ対策を進めています。

■個人情報保護

当社の「個人情報保護方針」にもとづき、社内規定の整備など、管理体制を構築しています。さらに、社員に対するeラーニングなどを通じて、教育を継続実施しています。また、世界的に個人情報保護に関するルールが強化される傾向にあるため、世界各国の個人情報保護法に対し、各国の拠点と連携して個人情報保護に努めています。

■安全保障貿易管理

当社は、国際的な平和および安全維持の観点から、大量破壊兵器などの不拡散や通常兵器の過度の蓄積防止に向けた厳正な輸出管理を行うために「安全保障貿易管理規則」を制定しています。執行役CEOを安全保障貿易管理の最高責任者とし、その下に安全保障関連法規遵守委員会を設置した管理体制により、輸出取引の適法性を確保しています。

独立社外取締役メッセージ



取締役（社外取締役）
指名委員（委員長）
報酬委員
幸田 真音

世界の自動車業界を取り巻く外部環境は、年々厳しさを増しています。自然環境保護への対応による規制強化をはじめ、ドライバーの高齢化対策など、自動車が求められるものも大きく様変わりしてきました。若者たちの車離れが叫ばれてきた一方で、with/afterコロナの時代を迎え、自家用車の必要性が再認識されるようになっています。

2018年に社外取締役に就任して以来、国際金融の世界に長く身を置いた一人として、また、財務省や国土交通省

などの審議会委員の経験や、社会問題を追いつけてきた作家の視点をもとに、機関投資家や個人投資家はもちろんのこと、すべてのステークホルダー、ひいては広く社会のためにと、前向きな発言を続けてまいりました。

当社は、過去には、株主のみなさまをはじめ社会にも大変なご迷惑やご心配をおかけしたことがありましたが、それらの深い反省をもとに、とくにガバナンス強化に努め、指名委員会では人事プロセスの透明性確保と、説明責任を果たすべく、現実に即した活発な議論を重ね、懸命に改善策を進めております。

海外拠点への視察では、市場視察や現場との意見交換を経て、当社がとくにアセアン各国で力強い躍進を続け、高い評価を得ていることも肌で感じてきました。

世界初の電気自動車量産を実現させた高い技術力と実績を糧に、これからも当社ならではの強みを生かし、経営資源の効率的な配分や、次世代経営人材の育成も視野にいれ、企業価値の向上に貢献できるよう努めてまいります。



取締役（社外取締役）
監査委員（委員長）
竹岡 八重子

監査委員会は、内部監査部門（監査本部）及び会計監査人と連携してガバナンスとこれを支える経営基盤をモニタリングし、健全な経営と経営品質の向上に資することを職責としています。

自動車業界は今転換点を迎え、変化する環境に即応した戦略と行動が求められる中、監査においてもリスクコントロールの視点からの監査がより重要になってきています。

監査委員会は、監査本部を通じた監査と共に、往査、

重要会議への出席、CEO及び各部門の長（執行役）のヒアリング等を通して監査を実施します。特に執行役のヒアリングでは、各部門が抱える課題・リスクの認識とそれへの対処、さらにBad News Firstの取り組みを必ず確認しています。刻々と変わる状況に応じて課題を設定し自発的にリスクを洗い出し対処する組織となっているか、問題がタイムリーに報告され把握されているか、過去に不正問題で揺れた経験がある三菱自動車であるからこそ、監査を通して不断に経営品質の向上を求めています。

独立社外取締役としてまた監査委員として、重要な経営方針の策定プロセスのモニタリングも重要な職責です。加藤CEOがリーダーシップをとり策定された新中期経営計画は、選択と集中の抜本的な改革を伴うものですが、開発部門管理職等との対話や重要な会議体での議論を積み重ね、全社レベルの強いコミットメントがとれたうえで出されたものです。今後はこの遂行プロセスもしっかりとモニタリングしていきたいと思っております。